# 恵庭市まちの政策市民提案制度実施要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民からの創意工夫ある政策提案を受け付ける恵庭市まちの政策市民提案制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（提案の受付）

第２条　受け付ける提案の内容は、よりよいまちづくりや地域課題の解決につながる具体的な企画、アイディア等とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　公益性があること。

(2)　実現性があること。

(3)　新規事業の提案、又は既存事業の改善につながる提案であること。

(4)　市の事業として実施することが適切であること。

２　次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、提案を受け付けないものとする。

(1)　営利を主たる目的とするもの

(2)　既存の事業の拡大に関するもの

(3)　施設等の建設又は整備を主たる目的とするもの

(4)　政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

(5)　同一市民から再度提出された同一内容の提案

(6)　公序良俗に反するもの

（提案者）

第３条　提案することができる者（以下「提案者」という。）は、恵庭市まちづくり基本条例（平成２５年条例第３０号）第２条第１号に規定する市民とする。この場合において、複数の者が共同して提案することができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、恵庭市暴力団排除条例（平成２６年条例第３０号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係事業者は提案することができない。

（提案募集期間）

第４条　提案募集期間は、毎年市長が定める。

（提案方法）

第５条　提案しようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を市長に提出するものとする。ただし、匿名又は無記名による提案はできないものとする。

(1)　まちの政策市民提案事業提案書（様式第１号）

(2)　前号に掲げるもののほか、提案の内容が適正か審査するに当たり市長が必要と認めるもの

（提案書類の受理等）

第６条　市長は、提案者から提案書類が提出された場合において、提案の内容が適正で、かつ、不備がないと認められるときは、受理するものとする。

２　市長は、前項の提案書類を受理した後、関係する市の事業担当部署（以下「市担当部署」という。）を決定し、速やかに提案者から提案事業の内容等を確認し、提案者とともに課題の整理や実現手法を検討するものとする。

（意見聴取）

第７条　市長は、提案事業の採否を決定するに当たっては、行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

（審議）

第８条　委員会は、提案事業の内容について審議を行い、その結果を市長に具申するものとする。

２　委員会は、提案書類、提案者及び市担当部署の説明を基にして審議するものとする。

３　審議項目は、公益性、具体性、実現性、ニーズ把握の的確性及び事業効果とする。

４　委員会の委員長は、恵庭市行政改革推進委員会条例（平成１４年条例第１４号）第６条第３項の規定により職員の出席を求め、行政の専門的な視点による意見を聴くものとする。

５　委員会は、関係者の意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

６　委員会の委員が提案者である場合は、当該委員は審議に参加できないものとする。

７　委員会は、提案事業の内容について検討が十分でないと判断したときは、提案者に再

提案を求めることができる。

（審議内容等の公表）

第９条　委員会における審議の内容及び結果は、公表するものとする。

（採否の決定）

第１０条　市長は、委員会の意見を尊重し、提案事業の内容及び委員会における審議の内容並びに結果を議会に報告した後、提案事業の採否を決定するものとする。

（提案者への通知）

第１１条　市長は、前条の決定を行った後、その結果をまちの政策市民提案事業採否決定通知書（様式第２号）により提案者へ通知し、当該結果を公表するものとする。

（協議及び調整）

第１２条　市長は、提案事業を採用すると決定したときは、提案者との間で協議及び調整を行い、提案事業の具体化を進めるものとする。

２　前項の協議及び調整は、前条の通知書を送付してから３月以内を目処として行うものとする。

（報奨等）

第１３条　市長は、第１０条の規定により提案事業を採用すると決定したときは、予算の範囲内において、当該提案をした者に対し、記念品及び副賞（以下「報奨等」という。）を贈呈するものとする。ただし、当該提案をした者が報奨等の全部又は一部の贈呈を希望しないときは、この限りでない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

様式第１号（第５条関係）

まちの政策市民提案事業提案書

年　　月　　日

恵庭市長　様

住　　所
提案者　氏　　名
電話番号

次のとおり提案します。

| | |
|---|---|
| 提案する政策の名称 | |
| 提案の目的、理由（現状の課題、問題点、提案の背景など） | |
| 提案の内容 | |
| 期待される効果 | |
| 必要な費用 | |

備考

１　「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
２　「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
３　この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。

様式第２号（第１１条関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

様

恵庭市長

まちの政策市民提案事業採否決定通知書

年　　月　　日付けで提案のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　提案事業の名称

２　採否決定　　・採用（予算化に向けた協議を進める）

・不採用

３　決定理由